

府子本第157号  
平成27年6月8日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当部長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(認定こども園担当)

認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故の防止について（通知）

認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているところです。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正により、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設の性格を持つ新たな単一の施設となったところですが、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、別添「水泳等の事故防止について（平成27年5月1日文部科学省通知）」「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成27年6月8日厚生労働省通知）」を参考にするとともに、特に下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましても、引き続きプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生の防止に努めていただきますよう管内の認定こども園及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

## 記

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう認定こども園に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている認定こども園に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
  - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
  - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。
  - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について、関係機関と連携した実践的な教育・研修の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
  
- 2 認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。

連絡先： 内閣府子ども・子育て本部 参事官（認定こども園担当）付 TEL：03-6257-3095 FAX：03-3581-0992
--